平成２２年（フ）第６２３号
盛岡市厨川５丁目14番２―506号
債務者　雛鶴　信子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１５８号
福島県喜多方市字清水台３丁目39番地　ソピアＡ・Ｈ　Ｃ号室、前住所福島県喜多方市字越巻3748番地32
債務者　高野　圭子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１６１号
福島県喜多方市関柴町平林字宮西424番地31
債務者　相樂　順子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第４２２号
埼玉県比企郡嵐山町大字川島2282番地１　レオパレスメルベーユ203
債務者　田中　晴美
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４５１号
埼玉県本庄市下仁手94番地８
債務者　野口　　繁
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第７５号
新潟県上越市大潟区土底浜3199番地
債務者　髙原久美子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第８８号
新潟県上越市柿崎区直海浜1122番地107
債務者　岩井みゆき
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第８９号
新潟県妙高市経塚町５番15号
債務者　名川　美里
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第１８７１号
名古屋市中川区東起町４丁目146番地の１
ファミリアーレ東起202号
債務者　野田ゑみ子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７０９号
名古屋市北区尾上町１番地の２　尾上団地４棟602号
債務者　小坂友貴信
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０４号
三重県松阪市田村町491番地１　粥田団地４―65号
債務者　北村　章夫
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第１０５号
三重県松阪市高須町4033番地
債務者　一力　里香
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第１０７号
三重県松阪市和屋町319番地
債務者　太田　美穂
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第２５０号
山口県下関市長崎新町11番12号、前住所福岡県北九州市小倉南区下石田２丁目３番46―１号
債務者　都合恵美子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２７４号
山口県下関市彦島江の浦町３丁目14番４号
債務者　中山　真紀（旧姓谷村）
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２８９号
山口県下関市秋根新町７番４―1104号
債務者　森　　誠一
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２９２号
山口県下関市菊川町大字田部1160番地
債務者　小阪　郁江
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係